

反民権論とその基盤

——土佐古勤王党の分析

後
藤
靖

目次

はしがき

- 一、討幕派の解体（以上本号）
- 二、古勤王党の結成（以下次号）
- 三、古勤王党の展開
- 四、古勤王党の分裂と解体
- 五、その経済的基盤
——地租改正と郷土制度

はしがき

日本における統一国家形成の歴史的起点は、いうまでもなく明治維新に求めねばならない。その維新の過程を、何よりも中央集権体制創出の第一階梯として把握するならば、それは、太政奉還↓版籍奉還↓廃藩置県の一連の動向によつて結晶する、といえるであらう。この権力体系の創出過程は、地租改正による経済的基礎構築によつて補完される。

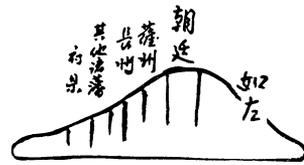
ところで、この統一国家形成の仕方そのものなかに、わたしが当面問題にしようとする反政府勢力成長の必然性が、同時に内在したのである。

明治四年七月十四日、木戸孝允は権力形成の過程について、何物もそれ以上つけ足す必要のないほど充分に、日記に書きつけている——

朝廷微力にして各藩各心或は攘夷と云或は鎖国と云或は開国と云当日是を統一する遠謀なくんは天下の瓦解日を刻し得つべし依つて余郡県の策を定め三条岩倉公に建言す決して不可行の言あり又僅々の同志に相謀或は黙して不語或は期難故に余一の謀略を設け今日諸侯の封土皆朝敵徳川より授与するの姿にして天子の璽章を見ん於于此は益明大不正名分は如何立天下載と依て版籍奉還の説を主張⁽¹⁾

さまざまな態様をとる討幕派諸勢力の、それぞれの思惑のなかで、一つの進路を見出し、強行すること。その一つの進路は、すでに岩倉によつて明治元年正月宣言⁽²⁾布設されている。すなわち、「君臣ノ道上下ノ分ヲ明カニシテ富強ノ基本ヲ鞏固ニシ国家ノ運勢ヲ興隆スル」こと、と。木戸はこの宣言を、こゝう潤色する——

皇国一致と申処元より無覚束随而氣脈等も各々と相成天下之一力を以外に当り候処如終六ヶ敷依而



皇国如此之体と相成

朝廷之御基本に奉基各々順々に肩をならし一体一力を以共に

皇国を維持仕候ときは五洲強大何そ終に恐るゝに足らんと存候一念に御座候誠に以機易難来今日より悪るぐせが出来候と必

大政一新も名而已に成果可申敷と深く苦心仕候

皇国之御維持不相成事に御座候得は

大政一新も幕政も同様ニ而五十歩百歩敷と奉存候⁽³⁾

つまり、木戸にとつて、当面の目標は、天皇を中心とする「建国始末」であり、それはあえて「謀略」を以て遂行すべき最要の事業なのである。だから、彼をしていわしむれば、この「上に其権を握し、平均之勢を作成し

妨くるものは忽ち一刀両断と申処はどこまで不可失事⁽⁴⁾が必要であり、同時にそれを行うためには、「誰、敷、一時之権を専らにし、事を万生に期し死生之間に立懲悪拳善天下之耳目一動一新⁽⁵⁾」させる独裁を回避できない。誰がその独裁者になるか。そしてこの独裁制が確立したとき、それはいうまでもなく反独裁者を生み出す時点ともなるのである。

木戸の構想によれば、その独裁制は、岩倉・大久保・木戸を中心とするものでなければならなかった。彼の書翰集を開けば、西郷や板垣らにあてた文書は一通も見出すことができない。それに反して、岩倉と大久保には、大胆に自己の所信を披瀝し、賛同を求めている。版籍奉還―廢藩置県―地租改正は、ほかならぬこの権力者によって遂行された。

この強行過程は、薩・長・土・肥四藩の藩主と討幕派主導者を、権力機構に補充しながら万全を期して、おしすすめられた。その機構をつらぬくものは、すでに多くの人によって指摘されているように、あくまで岩倉―大久保―木戸の頑強なコースである。だから、その独裁者としての機構の単なる粉飾者に過ぎない西郷・板垣等との対立は、「盤上一盃之敗を取候敷又勝を取候敷⁽⁶⁾」とまさに死活の深刻さをもって、爆発した。征韓論はその決定的対立の極点を示している。

こうした対立をふくみながらも、統一国家―絶対主義国家形成の専制者による推進は、政府部内だけでなく、政府と諸藩―県との対立を拡大する道でもあった。征韓論決裂を起点とする土族叛乱と県のわくをのりこえて国民的運動にまで展開した自由民権運動の、二つの強烈な反政府闘争がそれである。

この二つの反対派を、同じ時点で党的結合にまで発展させた典型は、土佐藩であろう。土佐における民権運動

の展開については、すでに別の機会に述べたことがあるし、また続稿として用意しているので、ここではいま一つの土族叛乱の系列につながる、土佐古勤王党を中心として、分析を進めたいと思う。^(?)

註(1) 『木戸孝九日記』第二卷、七〇二頁。

(2) 『岩倉公実記』中、六八二頁。

(3) 『木戸孝九文書』第三、一六八—一七六頁、明治元年十月十五日野村素介宛書翰。

(4) 右同書 第三、三九三頁、明治二年七月十日大村益次郎書翰。

(5) 右同書 第四、一〇三頁、明治三年八月十日三条実美宛書翰。

(6) 『大久保利通文書』第五卷、一七三頁、明治六年十一月廿四日税所篤宛書翰。

(7) わたしは、すでに七年前に、西郷的ラインを郷土的反対派と規定してよからうという仮説を立てたことがある(『自由

民権運動と諸階級』人文学報Ⅰ)。その仮説には全く答えきれないままに過ぎてきた。この責任を本稿で果したいと思う。

行論中に明らかにするように、土佐古勤王党は、そっくりそのままではないにしても、本質的には西郷派的存在である。

〔附記〕 本稿は、池田敬正氏との二年來の共同研究「土佐藩政改革より民権運動へ」の一部分として執筆されたものである。

この共同研究にさいして、堀江英一先生や平尾道雄先生はじめ高知大関田英里さん、京大経済学部堀江ゼミナル学生諸君のみなみならぬ御援助をいただいたことを感謝したい。

一 討幕派の解体

明治七年のはじめ、土佐藩出身の司法大丞佐々木高行が派遣した腹心の密偵は、当時の高知県の政情について、次のような「復命」をよせた。

県内大凡三党に分れ、一は尊攘を称え、癸亥前後より苦心するの徒にて、右は共和政治又は耶蘇を開く等の議起り、朝廷不安の事あらば、直ちに闕下に馳せつくる決心の論にて、此度解兵の挙動を惡み、名義の論を唱え、彼徒に煽動せられぬよう大いに注意す。一は佐幕論の徒にて、右は今以つて朝廷あるを知らず、ひたすら旧主報恩の議論を唱えて相党与し、実は板垣・後藤等に私怨を挟み、此度板垣氏等旧主家祿の金を以て商法を為し損し大金を失いしより益々怨怒を増長、表は旧主安否を問うを以つて名とし、巨魁三四名上京す。一は解兵の徒。⁽¹⁾

・この探索に盛られた内容は、その要求なりあるいは階層分析の点からいって、決して充分なものではないにしても、高知県下における政治的情況の概要を正しくとらえているということが出来る。引用文中の「尊攘云々」は東西の諸郡に蟠居する古勤王党を、「佐幕論云々」は旧上士層からなる守旧派、⁽²⁾「解兵の徒」は「其盟主なるもの、林有造・片岡健吉・高屋佐兵衛」にして、「内は新政府を斃し、外征韓の議を唱え」るもの、⁽³⁾「立志社を、それぞれ指している。

こうして、明治七年には、古勤王党・静儉社・立志社が、それぞれに独自の政治的プログラムに従つて、さきに述べた絶対主義国家形成者たちの「謀略」に、対抗する旗幟を鮮明にしていた。これら三つの反政府党派は系譜的にみれば、幕末―維新时期には二つの相闘う潮流として、藩の内部で対抗していた。佐幕派と討幕派がそれぞれある。古勤王党と立志社とは、かつては討幕派として統一された政治目標のもとに、ともかくにも連合戦線をしてきた。その討幕派がたとえ池田敬正氏の指摘されるように、復古党と勤王党との微妙な連合体であつたとしても、討幕という基本課題のうえでは一つであつた。⁽³⁾この連合体、討幕派が、明治七年という早々の時期に、

古勤王党と立志社とに分裂 \parallel 対抗し、それぞれにちがった立場から岩倉・大久保・木戸のまさに「有司専制」に
対決している。

この土佐討幕派の分裂 \parallel 解体は、決して明治七年という時点での、できごとではなかった。その過程は、複雑
な展開を示しながら、すでに早くから萌していた。そしてこの分裂傾向は、藩内における政策上の対立ばかりで
なく、中央政府の統一国家構築の「始末」そのものにも淵源している。

そこで、当面の課題に即しながら、この解体過程を要約的に簡単に述べておこう。それぞれの詳しい分析は、
何れ機会を改めて行うことにする。

I

さて、土佐藩討幕派の解体のきざしを、わたしは明治二年の藩政改革に求めることができる \parallel と考える。

明治二年の藩政の実権を掌握していたのは、三月二十五日家老格に昇進した板垣退助であった。そして彼の背
後には、中央政府の参与後藤象二郎が一切の指令を発する黒幕としてひかえている。この後藤 \parallel 板垣ラインは、
版籍奉還を、四藩主連盟によって建議させるといふ「建国始末」の橋渡し役にさせられて以来、「謀略」家木戸
——大久保ラインの賛助者として位置づけられた。政府参与後藤にひきずられ、叱咤されつつ、板垣は絶対主義権
力構築の準備作業にとりかからざるをえなかつた。明治二年三月十三日、「最早不忍の情を捨て断然大改革申付」
け、自ら「変通の活眼を開く \rightarrow こうという藩政改革はかゝる志向の所産なのである。

改革は、家老以下足輕に至るまでの「削祿」と知行地の「御蔵地」編入を二大眼目として行われた。当面のわ

たしの課題にとつて、この二つのうちの後者が重要な意味をもっている。そこで知行地撤廢がどのような歴史の意味をもったか、という点についてごく簡単に指摘しておこう。この「御蔵知」編入について、谷千城は簡潔に次のようにとらえている。

此改革に依り一方の領地を有し生殺与奪をも専決し嚴然一諸侯の勢ありし深尾鼎も僅々二千石の四つ物成なれば実米八百石と成り従つて国初以来古田を所有し十以上の物成を收入し来りし者皆四つ物成りと成りたれば非常の削祿なり。此の削祿は新に戦功を立てたる者へ賞与するの目的なり。⁽⁵⁾

この知行地⁽¹⁾ 貢租徴収権の収奪⁽²⁾ 藩への集中は、単に削祿を唯一の目的とするものではなかつた。「嚴然一諸侯の勢」を削ぎ、後藤⁽³⁾ 板垣⁽⁴⁾ ラインを構築するためには、いまひとつの政策によつて補完される必要がある。「諸侯の勢を支えた武力の収奪がそれである。だから、藩政主流派は、「家老共是迄致扶持候家来定の外土格は直臣に申付、其以下願出者は同断、且土居(佐川・宿毛・安喜)住居差止向後府住居申付」けるのである。⁽⁶⁾ この決断は、守旧派勢力の最後の息の根を止めるに充分であつた。明治二年の藩政改革の本来の意図は、この点にかかつていた。そして、そのことは、「普天率土其有ニ非サルハナク其臣ニ非サルハナシは大體トス。且与へ且奪と歸祿以テ天下ヲ維持シ尺土モ私ニ攘ムコト能ハスは大權トス」という版籍奉還建言⁽⁷⁾ の、したがつて、木戸⁽⁸⁾ 大久保⁽⁹⁾ ラインの忠実な賛助者たることを意味している。だが、この政策は、いま一つの旧体制⁽¹⁰⁾ 郷土制度⁽¹¹⁾ に手をつけることを余儀なくされた。郷土は、「嚴然一諸侯の勢」というほどではないにしても、知行地⁽¹²⁾ 貢租徴収権をもつ実態的には小諸侯的存在である。しかもこの郷土層は、いまをとぎめく藩政主流派と、かつて連合しながら討幕に身をささげた履歴をもっている。にもかかわらず、彼等は自己の利益代表を藩主脳にも政府官僚の中にも持たな

かつた。いいかえると、これら郷土層は、討幕の目的を達した後は、旧同志であった藩政の主脳者たちから、
 「草莽射利の徒⁽⁹⁾」として、いまや敝履のごとく切り捨てられている。後藤と板垣は、「建国」の至上命令のた
 めに、敢然として、旧体制の破壊に手をつけはじめた。「郷土領知は拾五石五斗迄は六分取りの規則を以て家禄
 と換え、自余の分は二分取新田とす⁽¹⁰⁾」という宣告が、それである。そのうえ、「其領知六分を蔵知と換え、二分
 は即領主の所有⁽¹¹⁾」となつた。したがって、十五石五斗迄の土地領有権が収奪されたばかりでなく、六分の「家禄」
 のうち二分を追加徴収されることによつて、彼の手に残される実収は僅かに十五石五斗の四分、つまり六石二斗
 ということになつた。この十五石五斗の定限は、藩主流の郷土層に対する唯一の譲歩とみることができるとい
 うのは「自余の分」は、郷土に旧来の土地所有権を確保させたからである。だが法規上の譲歩は、現実的にはほ
 とんど意味をもちしなかつた。次表はそれを示している。

郷土階層表（文化年間）

郡別	規模別					
	一〇〇石 以上	一〇〇石未 満 —七五石	七五石未 満 —五〇石	五〇石未 満 —三〇石	三〇石未 満 —一五石	一五石 以下
香美郡	一六人	七人	一九人	五二人	六八人	四〇人
長岡郡	二三人	一〇人	三五人	五六人	四九人	二二人
高岡郡東部	二人	六人	一三人	一〇人	二人	五人
高岡郡西部	一四	一二	二九	一四	五	三
安芸郡	五	五	一二	二五	二二	二
計	六〇人	四〇人	一〇八人	一五七人	一四六人	七二人
比率 (%)	一〇	七	一八	二七	二五	一三

註 『土佐藩郷土調査書』（平尾道雄氏所蔵）より作成。 %は、四捨五入したものである。

ともかくにも、明治二年の藩政改革は、知行地の収奪と家臣団の集中化を意図しながら、盟友を「不忍の情を捨て」てふり切った。こうして、討幕派のなかに、こえがたい溝が作られはじめた。

この改革は、いま一つの副産物を生んだ。この副産物こそ、何にもまして、重大なものなのである。後藤—板垣に対する軍務局の猛烈な反感が、それである。当時軍務局長は深尾丹波であり、それを助けたのは谷干城と片岡健吉であった。この軍部官僚は文官優位制に対する憤懣を胸にひめていた。谷はこう述べている。

余は昨年戦争（戊辰戦争—筆者註）中にも西京詰文官等（後藤・福岡藤次ら—同上）か兵隊之艱苦をも不顧頗る奢侈淫逸に流れ兵隊は上下推し平^{なほ}等て金三両なるに拘わらず頗る文官は官金浪費の事を認め憤慨に堪えざりし⁽¹²⁾

この給金のひらきは諸改革の入費をまかなうため藩札の濫発が行われ、太政官札との間の価値の懸隔によって、一層大きくなった。藩札は太政官札の二分の一に下落した。⁽¹³⁾西京詰文官の入費は、太政官札によってまかなわれたため、文官と武官との待遇はますます、大きな開きとなって現われた。これが武官の間に伏在した文官への憤懣の一つであった。この憤懣は、改革後の軍部自主権の剝奪という事態によって、一層激成された。片岡健吉は、憤懣やる方なく、谷にあてて次のように書いている。

此度の御改革御発頭に相成候処何事も執政の御決議に相成候故兵局杯の手数相掛り候事は以前に倍し諸事意脈通し不申其上金穀を配当に相成候処凡そ御国御売米を始諸山海より上へ治り候金高六十万両の積りの由小子杯存し候は百万両は下り不申と存候第一合点参り不申候六十万両を御承知の通配当に相成候処兵局へは御武具方始船局御既も付諸場所の雑費も仕伏せ候は中々地盤の事にも足り兼臨時何事も出来不申御受難……………只今

の形にては兵事は一も張立の事出来不申⁽¹⁴⁾

こうした軍務局に対する庄迫は、実は、藩政主流派との意見の対立を基調としていた。この軍局の實質上の指導者谷は、自ら「封建主義者」と名乗っているように、天皇をいたたく割拠主義を主張し、その見解が軍局を支配していた。彼の考想によれば、版籍奉還は封土を「一旦は朝廷に歸し奉り功なきは削り功あるは再び与うる」ものであつた。⁽¹⁵⁾ にもかかわらず、現実の進行は、谷の思惑と異つた道をとりつつあつた。しかもその賛助者として事もあろうに、後藤が連なり、かつては「版籍奉還は畢竟名所の月よ。題は上乘なれど、とても物にはなるま⁽¹⁶⁾じ」と谷と軌を一にした板垣が、「此節議論替⁽¹⁷⁾」え後藤のブレンとして、木戸―大久保ラインを推進する。後藤―板垣の軍局庄迫策は、統一国家形成の「謀略」の前に立ちふさがろうとする勢力を庖伏する意図に出ている、と思われる。

こうして、土佐藩討幕派は内部分裂を来しはじめた。そしてその分裂と対立は、単に藩内部に止まらず、谷を中心とする土佐藩軍局の木戸―大久保に対する抵抗のきざしでもあつた。その動きは、四国会議として顕然化する。

II

もともと、版籍奉還建言の舞台裏は、「我長藩をして首尾あらしめ」、「我公をして薩と先其魁首たらしめん事を願ふ」⁽¹⁸⁾ 木戸の才覚に出ていた。このとき土佐藩は、薩長―木戸・大久保連合から排除された恰好である。谷干城が実父にあてて、「朝政は浮浪徒の占むる所となり動揺常なし。其勢不遠又乱るゝは避く可からず。此時に

当て薩・長は必ず両立せず相争は必然なり」と書いたとき、それは「謀略」家によつて空しく見送られた土佐藩の、やる方ない憤懣をぶちまけたものであつた。谷は、その薩・長対立の顕然化する時点を、版籍奉還の聴許のときと見越した。というのは、その版籍奉還が谷にとつては、官賊両藩の封土分合に他ならなかつたから。そこで、彼はこの見透しのうえで、まだ変節しない前の板垣に、次のような計画を提案する。薩・長対立のときに當つて、「我土佐若し長曾我部の轍に倣い、四国に兵を用いば仮令勝算あるも天下の時機に後れ、四国を一步も出づる能はず。是れ愚の至りなり。仍て此の会(四国会議―筆者註)を設け、一致して親睦し事あるに當つては土佐は後顧の憂なきを以、数艘の汽船を以全国の兵を挙げ、直に摂海に入り錦旗を擁し、王室を保護せば、東北不平の藩は固より幾内の諸侯必ず風靡せん」と。⁽²⁰⁾それは、まさに大久保が慨嘆して止まない「内実ハ長ハ長、土ハ土、交々情実有之逆モ合力同心公平ヲ以相親ミ共々ヤルト申趣向ナラテ長ハ土ヲ押ヘ土ハ長ヲ凌クト申訳」⁽²¹⁾の見事な形成であつた。谷の構想する新国家は、領土と権力との「王室」帰一ではなくて、「王室」が雄藩諸権力とわりわけ土佐藩勢力の優越性を保証するものでなければならなかつた。だから、そこにおいては、實質的には権力の分散を前提とする奇妙な統一国家、いつてみれば「領邦国家」的体制が要求されている。

愚直の板垣は、谷提案に賛意を表し、四国会議結成の主謀者たることをひきうけた。この時点の板垣は、木戸―大久保したがつて後藤とも異つたコースを歩もうとしている。板垣は、谷と意気投合して、四国会議結成のり出した。二月十六日、小監寮前野悦次郎、松下与膳を呼び、四国十二藩の遊説⁽²²⁾に旅出たせる。

諸藩の賛成を得て、丸亀に第一回の四国十三藩會議が開かれたのが四月十日。このとき、土佐藩では、すでに板垣の姿節と藩政改革が実施されている。その第一回會合招集にさいして、三月二十三日發送された土佐藩主意

書の署名者は、片岡健吉・高屋友右衛門・林勝兵衛・本山只一郎・谷干城ら、主として軍局主脳である。板垣の署名が、そのなかに見出せないのは、決して故ないことではなからう。⁽²³⁾

こうして、谷の才配のもとに四国会議は動きだした。後藤も板垣も、しばらくはこの逆行的潮流を見送っていた。四国会議の反主流派的性格は、毎月一回開催するという規約に副うため選出された、駐在議員の顔ぶれからも判断することができる。島村寿郎・桑原平八・川原塚茂太郎・桑原譲ら、のちの古勤王党の中心メンバーが、例会の牛耳をとっている。いってみれば軍務局と古勤王党が谷を理論的支柱として反政府・反主流派を構成したわけである。それは後藤―板垣ラインの敵対勢力として、まさに頑強な陣容をほこっている。

五月十五日、板垣は行政官参与として、木戸・大久保・後藤に招かれた。「謀略」遂行の賛助者として、彼は上京した。板垣と後藤は、四国会議に何とか手を打たねばならない。両者の密謀は、谷干城を徴士として引ぬくことに集中した。五月二十九日、三条実美はその意を受けて、谷に承諾を迫った。だが、谷は、この申入れを拒んだ。この詳しい分析は四国会議の情況とともに、別稿にゆずらねばならない。ともかく、木戸―大久保ラインは、彼が三条に具申した「兵暇小言」⁽²⁴⁾が示すように、我慢のならない進路であった。

六月、版籍奉還聴許のち、改めて知事制が布かれる。この知事制は統一権力創出の一つの階梯であった。後藤と板垣が参与となったとき、土佐藩では、「総ての改革命令も皆江戸より出て、土佐の役人は何の権力もなし」⁽²⁵⁾という状況に追い込まれた。このなかで、谷をはじめ軍局主脳者は、勢力挽回の二つの方策をあみだしている。一は郷兵―農兵四大隊の創設と、二は山内豊範と島津忠義の連繫である。この点については、機会を改めて論究しよう。谷のこの挽回策は、遂に実を結ばなかった。ところが、他方、版籍奉還は、旧藩主を華族に列し、

武士を士族と卒に統合し、旧領主および旧武士層に家禄を附与することによつて、反攻を未然に防いだ。こうして土佐藩反主流派の思惑は完全に外れてしまった。

反主流派のあせりは顕然である。谷は、最後の反撃に出ようと謀つた。軍務局十八ヶ条²⁶の意見書がそれである。財政緊縮を表面上の目標とするこの意見書は、実のところ、その第四条にいう「藩政国許を以て本とすべき事」に一切のふくみを持たせていた。この建議にあずかつた権大参事小南五郎をはじめ大参事五藤内蔵介ほか片岡健吉・山地正元・北村頼重らの顔ぶれは、明らかに反主流の実体を備えている。彼等は、さきに述べた豊範と忠義との連繫を計つた人々でもあつた。財政困難そのものが、後藤・板垣をはじめ「江戸詰冗員の夥多²⁸」によるものであつたが、それ以上に、彼等にとつては、後藤・板垣の支配権を廃絶することが最大の眼目であつた。

後藤と板垣は、憤激した。三年八月一日の四国会議廃止の政府指令は、その最初のあらわれであつた。そして、おそらくは後藤の指令にもとづいて、普仏戦後の歐洲視察を拜辞した板垣は、九月末、後藤とともに、急遽帰国する。連日、後藤・板垣は大参事以下軍局幹部を召集して、説得に努めた。このとき、谷干城ただ一人、その埒外におかれ、事実上の罷免を申渡された。明治三年の藩政改革は、心中の虫谷干城を誡首したあと、後藤・板垣のにらみをきかせた施策であつた。この改革そのものについても、残念ながら、ここでふれる余裕がない。

主流派と反主流派との対立抗争は、その国家形成原理のちがいに根差していた。いつてみれば権力の統一―集中と「連合」―分散との対立であつた。二年から三年にかけての討幕派解体の基調は、この点に求めることができる。

こうした対立と分裂を促進した客観的条件として、わたしたちは、農民蜂起を閑却し去ることはできない。木戸の権力統一化の強調の基底に、百姓一揆の全国的沸騰を防ぐ課題がおかれていたことは周知のことである。彼は「王政」確立の大本を示さないから、「諸民無根之説を唱へ名々疑惑したし……疑多きときは民心騒く騒而不止とき天下紛乱²⁹⁾」するのだという。この騒乱にどう対処するか。またこの騒乱そのものの起原がどこにあるか。統一論者⇨主流派と「連合」論者⇨反主流派との間では、その把握の仕方が、それぞれにちがっていた。

ところで、当面の土佐藩の事態について、さしあたつて、明治三年の一揆が考えられねばならないであろう。明治三年三月から四月にかけて、幡多郡一帯に、貢租軽減・田畑買戻しを要求する農民一揆が起つた。当時は、さきに述べたように、太政官札・藩札のみならず贖札まで流布されて、いちじるしい物価騰貴をみ、農民は極度の貧困に追いやられた。討幕派に、すべての希望を託した農民は、維新政府⇨藩の諸政策の進行とともに、あらゆる希望をたちきられ、憤懣を内にみなぎらせていたにちがいない。幡多郡一揆は、まさにその憤懣の産物であつた。三月ごろ四万十川の upstream に沿う蕨岡の、間人二人が「永代売渡田畑買戻し」を計つて、「数ヶ村より願出においては御詮可被及」と考え、同志糾合にのり出した。間人の一人与平の居村利岡村では、「数十人相集り遂示談」、「総組頭手前へ願書差出」すといふところまで、急速に進展した。そして四月には数ヶ村代表数十人が岩田村に屯集し、蜂起しようとする前に、弾圧されてしまった³⁰⁾、という。事件の経過は至極簡単であるが、これは次のような予想を可能にさせる。この幡多郡といえは、いうまでもなく土佐藩郷土制度の拠点であり、の

ちに分析する古勤王党の中核的地盤ともなっている。これら郷土層は、次表によつても判読できるように、他郡では郷土職売買Ⅱ変動がはげしいにもかかわらず、きわめて安定している。しかしこのことは決してその背後における農民層分解のはげしさを否定するものではない。いいかえると、この岩田村一揆の主原因をなす永代売買は、新旧郷土と農民との間に進行していたと考えられる。だから、この一揆は、いいうべくんば、かつて自己の希望を託した郷土Ⅱ討幕派に対する痛烈な批判として位置づけることができるであろう。そして、物価暴騰という時点で、永代売地買戻しが、尋常の売買という手段でなく、まさに世直しへの展望をもつことは、いうまでもあるまい。

郷土職 譲受人（天保三年—明治元年）

階層	郡別	安芸	香美	長岡	土佐	吾川	高岡	幡多	高知	不明	計
郷土・軽格		二	四	二	二	〇	〇	一	〇	六	一七
庄屋		一	二	一	〇	一	二	四	〇	三	一四
地下浪人		三	六	三	一	二	三	〇	〇	二	二〇
百姓		四	二一	一一	七	一四	一五	四	〇	五	八一
その他		〇	〇	〇	〇	一	〇	〇	〇	一	二
不明		五	一四	五	七	四	九	三	一	三〇	七八
計		一五	四七	二二	一七	二二	二九	一二	一	四七	二二二

（註）郷土・軽格は郷土・御用人の二・三男及び養育人である。其の他は町人・医師である。
 『郷土年譜』（高知県立図書館蔵）より作成。

岩田村の一揆計画が、進められていたとき、十川七ヶ村でも蠢動がはじまった。井崎村の百姓菊太郎は、物価暴騰に打ちひしがれる農民の窮乏を見、十川七ヶ村を糾合して、年貢軽減の一揆を計画した。彼は、四月三日、川口村の閨人百姓弁吾に協力を求め、同志百人を得たならば、四月五日を期して井崎村谷口の宮に集合、手はずをきめて、八日に川口村へ押し出し、庄屋を通じて願書をつきつけようと計った。若し、この要求が手聞どるならば、十川七ヶ村の農民は、庄屋を先頭にして、上山郷大井川村に厄介をかけよう、という。彼等は単に嘆願運動を考へてはいなかった。というのは、主謀者の二人は、手斧・槍を以て武装することを考慮に入れ、十川弘瀬村の鍛冶に手槍を注文していたからである。また、十川七ヶ村だけでなく、下山郷をもその連累に加えようという。だが、この計画は事前に発覚し、主謀者は打首獄門に処せられている。⁽³¹⁾この一揆も、岩田村のそれと、同じような事態のなかで計画された世直し一揆の構造をもっている。蜂起の対象が、この場合はつきりしないけれども、おそらくは地主と郷士と権力の末端機構に役場であつたと思われる。

こうして、幡多郡の一揆は、明らかに討幕派そのものにむけられていたのであり、かかる農民闘争が討幕派の解体を促進させたことはいうまでもない。それは、主流派と反主流派との間の、一揆の把握の仕方の中に見えることができるであろう。

反主流派の巨頭谷干城は、こうした農民の動向を、次のように分析した。

御国中米穀極々不融通政府に於ても被成方に御当惑畢竟は是迄民に信を失ひ候廉重り候より蓄財致し候百姓等も米をは困ひ出し不中信相立不申候より愈々国券下落いたし奸商其間に乗じ種々詐術を施し国中通用に足らざる品も多くは他郡へぬけ売りいたし……市中の小民並に浦手の者共甚難渋官亦殆と手を下すに術なく遂に衆

議所を設け官民並立の主意にて市井並に郷浦の者共集め政府の実を告げ衆人の見る処を言は令め候得共素より喋々申出候者は多分は奸商山師にて政府の様子を窺ひ己れの利を射るの工夫而已にて更に官民並立の主意も不被行……政府は猶有れ共なきが如く……小民の愁訴は甚多く外人の誹謗街に満ち政事誹謗の落しぶみ等多く勢甚だ不安姿（中略）政府を怨みざるなく其の仍る処皆銀券分多摺り出候より事起り候得共来政府の仕方方を相欺に相当るより由来候

彼は、一切の責任を「政府」に藩主流派の失政に帰させようとしている。彼の十八ヶ条意見書は、ここに起因しており、「専ら人目を一新し民をして政府を信せ令めん」という主旨から出ていた。そして主流派に、「何そ人にして尽く衆望に背きし政を為すべけん哉」と止めをさすのである⁽³²⁾。だが、それにしても、谷ら反主流派は決して、農民的立場に立っていたのではない。それは、例えば、明治二年、徳島藩老稲田九郎兵衛の領地淡路須本で、貢租軽減を要求して農民が立ち上ったとき、四国会議は徳島本藩の弾圧行動を支援した点から明らかである⁽³³⁾。反主流派にとつても、農民は、明らかに政治的客体であり、統御さるべき愚民でしかなかった。だから、ここでは、政治的主体の構成をめぐって、反主流派が形成されたのである。では、その統治主体はどう決定されるべきか。谷によれば、「何分にも知県事入用の時は各藩へ被仰付何県に県知事何人下役人入用に付撰みて申し出てよと被仰付る、時は其藩々に於て民政に才ある者を差し出し可申」、この方法によるときはじめて「其の撰はれし者も上は、天朝の尊命を恐れ下は藩主の撰を誤るの責を受けん事を恐れ真に公平至当の政治を為す」に至るであろう。そしてこのときこそ「頑民も必ず、王化に服する事必然」であり、「民は制し安き」ものとなるのである⁽³⁴⁾、と。

主流派はそう考えはしなかつた。主流派の思考のありようは、明治四年から五年にかけての、名野川・池川・本川・森諸郷一帯にあれ狂つた「膏取り騒動」といわれる大一揆への対応の中に最もよく現われている。いま必要なかぎり、この一揆をみよう。明治四年十二月中旬から蠢動しはじめた高岡郡・吾川郡・土佐郡山間部の農民は、それぞれに指導者を異にしながらも、藩主上京反対・外人渡来反対・穢多解放反対・徴兵反対を共通の要求をかかげて蜂起した。この指導者は、戸長・富農・郷士・神官・耕作農民とあらゆる階層からなつていた。この蜂起にたいして、参事林有造を総指揮者として、県庁は直ちに弾圧にのり出した。このとき県庁は、「無根の流言に依て」、「無智の愚民」を煽動す、といい、「彼等のうち主謀者数名を捕え、即決処分して威を示し、……説諭して鎮静を期すべし」と指令した。⁽³⁶⁾ここから知られるように、「愚民」の蜂起は、あくまで「無根の流言」による、というのである。「無根の流言」は誰が発するのか。それは他ならない郷士や神官と考えられている。だから、農民闘争は、失政によるものではなくて、「流言」であり、かかる「流言」を排除する強力な統一権力こそ当面の最要事なのである。木戸は、攘夷論者が「浪士を煽動し終に一種之流弊を醸成し為其世間も自然と疑惑を生し人心区々に而 朝廷の御主趣も徹下不仕、そのうえ「平田党浪士などの不平連相合し候而患害を醸し」としばしば書いている。⁽³⁶⁾この木戸の情況判断と主流派のそれとは、まさに符合している。

こうした、二つの見解は、すでに述べたように統治方式をめぐる対立に直接につながるものであつた。

IV

土佐討幕派は、それ／＼国家形態の論理のちがいにしたがつて、二つに分裂した。主流派が勝利を占めたと

き、反主流の巨頭谷みずからが転身を余儀なくされた。四年六月十四日、兵部権大丞として、佐々木高行のすすめに応じて、仕官の道をえらんだ時、反主流派は最大の理論的支柱を失った。それは同時に政府「謀略」家の勝利の道でもあった。

だが、そのことは、あらゆる反対派が沈黙を守ることを意味するものではなかった。谷と行動を共にした郷土層の間には、不満と反感が一層大きく波紋をえがいていたのである。とりわけ、経済的基礎構築の最後の段階である地租改正の施行によって、反対の旗幟は鮮明に浮びあがる。そして、「謀略」家たちの猪突的政策が、廃藩置県まで行を共にした賛助者たちの間にもようやく不満をつのらせてさききた。それが征韓論として爆発する。

註(1、2) 平尾道雄著『民権運動と立志社』

(3) 池田敬正「土佐藩における安政改革とその反対派」(歴史学研究 二〇五号)

(4) 『日本農民史料聚粹』第四卷

(5) 『谷干城遺稿』上巻 一七六頁。

(6) 『日本農民史料聚粹』第四卷

(7) 明治文化全集『正史篇』五七頁。

(8) 郷土制度は、もともと土佐藩の近世的幕藩体制確立のために採用されたものである。(松好貞夫著「新田の研究」参照)。その郷土が、なぜ自ら近世的体制の破壊をめざす討幕運動に、下士層と立ち上ったかについては、共同研究者池田敬正氏と別稿で取上げる予定である。

(9) 『谷干城遺稿』上巻 一八〇頁

(10) 『日本農民史料聚粹』第四卷

(11) 右同書

(12) 『谷干城遺稿』上卷 一八三頁

(13) 稿本『豊範公記』

(14) 『谷干城遺稿』上卷 一八八九頁。

(15) 『谷干城伝』

(16) 右同書

(17) 『谷干城遺稿』上卷 一八八頁。

(18) 『木戸孝允文書』第三卷

(19、20) 『谷干城遺稿』上卷 二〇九頁。

(21) 『大久保利通文書』第三卷 三〇六頁、新納立夫宛書翰明治二年十月二十五日。

(22) 宮地美彦「明治時代の四国会議」土佐史談七四―五号

(23) 『片岡健吉先生伝』一七九頁。

(24) 『谷干城遺稿』下卷二六一―三七頁。

この「兵暇小言」こそ、谷の当年の思想の集約である。彼は断固たる攘夷論をふりかざし、「政体総て洋癖名は復古と雖も真の御復古に非ず殆ど日本を變して洋夷と為すに至る豈不悲哉」と書きはじめている。そして、彼は県知事を旧幕時代の「代官」と同置しながら、「朝政の難有を知ら令」めんために、知事、下役人の「藩撰」を主張する。それは、木戸、大久保が県知事に「其の能を以て不取且其の下方の者共多は是迄勤め来りし手代等を専任致」すことに対する批判であつた。

(25) 右同書 上卷 一九二頁。

(26) 右同書 上卷 三二三頁。

反民権論とその基盤(後藤)

この十八ヶ条の意見は、さきの「兵暇小言」と同じ思想に立っている。彼は、本文にあげたほか、「洋人と金銭取引総て差止むべき事」を主張し、後藤象二郎の外国貿易推進を真向から否定するのである。これは、明らかに、木戸―大久保の開国推進とも対立する。木戸はかかる攘夷論は「世間を惑乱させ人心を暗まし誠以憤懣之至」と伊藤博文に書き送っている（木戸孝允文書第三卷二八三頁）。

(28) 右同書 上卷 三二〇頁。

(29) 『木戸孝允文書』第三卷 三五二頁。

(30、31) 平尾道雄著『土佐農民一揆史考』九二―八頁参照。

(32) 『谷干城遺稿』上卷 三三二―九頁、三年十月二日 板垣宛書翰。

(33) 宮地秀美 前掲稿

(34) 右同書 下卷 三三一―四頁「兵暇小言」の一節。

(35) 平尾道雄著『土佐農民一揆史考』、小野武夫『維新農民蜂起譚』

(36) 『木戸孝允文書』第三卷 二九四頁 明治二年三月廿七日広沢兵助宛。三三七頁、明治二年四月廿九日 岩倉具視宛書翰